随意契約理由書

工事名 : 岩洞第一発電所 1-2号水車発電機分解点検補修ほか改良工事

	<u>第一完竜所 1°2号水単完竜筬分解点快制修はか以及工事</u>					
根拠規定等	・ 地方自治法施行令第167条の二第1項第2号					
	・ 工事請負契約における随意契約のガイドライン(該当項目 ※ I −(2)−②)					
随意契約理由	本工事は、岩洞第一発電所の水車発電機分解点検補修工事に合わせて、1号水					
	車発電機軸受メタル補修等工事、水車ランナ補修工事、1・2号主弁分解点検補					
	修工事、1・2号冷却水流量計新設工事などの工事を実施するものである。					
	水車発電機分解点検補修工事は、設備の分解・組立、撤去・据付及び試験調整					
	等を行う工事であり、複雑な機構の機器を安全かつ円滑に分解し、分解した機器					
	や取外した部品等の状態を把握し適切に評価した後に、正確に組立て適正に調整					
	する必要がある。					
	1・2号冷却水流量計新設工事は、安全かつ合理的な方法により、既往設備と					
	の整合を図りながら必要な機能や性能が十分に発揮されるよう工事を実施する					
	必要がある。					
	また、効率試験等による出力増の検討においては、水車発電機製作時の設計思					
	想を踏まえて的確な判断が必要である。					
	以上の点を満足できない者が工事を施工した場合、適切な判断や十分な調整が					
	行われず、運転開始後に不具合が発生するなどして運転に支障をきたす恐れがあ					
	る。					
	よって本工事は、水車発電機及び既設機器の構造を十分把握・理解している者					
	でなければ当該工事を実施することは困難であることから、契約の性質または目					
	的が競争に適さないものである。					
選定業者	株式会社東芝					
<u> </u>	上記選定業者は、既設水車発電機等の設計製作据付業者であり、水車発電機及					
	び既設機器の構造や仕様を熟知しており、発電所内の設備全般に精通している。					

注)随意契約理由及び選定理由は、その理由を具体的に記入すること。

- I 契約の性質または目的が競争を許さない場合(予決令第102条の4第3号)
- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、 機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ① 本施工に先立ち行なわれる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行なった者に施工させなければならない本工事
 - ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の 使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- Ⅱ 緊急の必要により競争に付することができない場合(予決令第102条の4第3号)
- (3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合
 - ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ③ 災害の未然防止のための応急工事
- Ⅲ 競争に付することが不利と認められる場合 現に契約履行注の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利 である場合(予決令第102条の4第4号イ)
- (4) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (5) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の 節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

企業業第53号 平成 27 年 6 月 5 日

株式会社東芝

代表執行役社長 田中 久雄 様

岩手県企業局長 菅原 伸夫



見積書の提出について (依頼)

平素より県営発電事業につきまして、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げま す。

さて、今年度発注予定の「岩洞第一発電所 1・2号水車発電機分解点検補修ほか改良 工事」について、下記の要領により見積書を提出くださいますようお願いします。

記

- 1 見積りを依頼する事項
 - (1) 工事名 岩洞第一発電所 1・2号水車発電機分解点検補修ほか改良工事 (詳細は、別添設計書等のとおりです。)
 - 岩手県盛岡市玉山区日戸字姥懐 地内 (2) 工事場所
 - 平成 29 年 2 月 28 日まで (3) 工事期間
- 2 見積書提出日時及び場所
 - (1) 平成 27 年 6 月 26 日 (金) 15 時 00 分
 - (2) 盛岡市内丸11-1 岩手県企業局大会議室(盛岡地区合同庁舎6階)
- 3 その他

別添の「見積心得」を御了知の上、見積り願います。

【担当】

業務課電気担当 髙橋 TEL 019-629-6399 (直通) FAX 019-629-6404

₹ 020-0023

岩手県盛岡市内丸 11-1

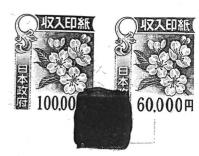
見 積 調 書

			.,, •	<u> </u>			
見積年月日	平成 27 年 6 月 26 日 午後 15 時 00 分						
執 行 場 所	盛岡地区合同庁舎 6 階 岩手県企業局小会議室						
工 事 名	岩洞第一発電所 水車発電機分解点検補修ほか改良工事						
工事場所	盛岡市 玉山	盛岡市 玉山区日戸字姥懐 地内					
予定価格(税込)	756,	259,200円	最低制限価格(科	(込)		— 円	
予定価格(税抜)		40,000円		(技)		一 円	
年 度	格付	業種	落札価格((円)		落札年月日	
		*	756,000,	000	平成	27年6月26日	
】 見 積 業	者 ——	見積	額 (円)		落札額(円)	
7		第1回目	第2回目	第3回	1目	存化镇(门)	
株式会社東芝	数 7/3	2,000,000	710,000,000	708,000,	000		
	Ā	第4回目	第5回目	第6回	目		
	706	,000,000	704,000,000.	702,000	2000	D .	
	Ā	第7回目	第8回目	第9回	· I目		
	700	000,000 /	•			700,000,000	
	第	至10回目	第 11 回目	第 12 回		4	
				II.			
	第	5 13 回目	第 14 回目	第 15 回	目		
	,	×					

執行者	補助者	委任状確認者
菖	聖子	(43)

備 考 見積額に当該額の8%に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格である。 (落札額) (落札紙)

岩手県営建設工事請負契約書



1 工 事 名 岩洞第一発電所 1・2号水車発電機分解点検補修ほか改良工事

工事場所 岩手県盛岡市玉山区日戸字姥懐 地内

工期

自 平成27年 7月 7日から

至 平成29年 2月28日まで

4 請負代金額金756,000,000 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金56,000,000 円)

5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとす る。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 7月 6日

発注者 岩手県

代表者 電気事業管理者

氏 名 岩手県企業局長 菅原 伸夫

受注者 住 所 仙台市青葉区本町二丁目1番29号

氏 名 株式会社東芝 東北支社

支社長 茂 野

印